

平成29年度第1回南三陸町情報公開・個人情報保護審査会会議録

日時：平成30年2月5日（月）

午後1時30分から午後2時10分まで

場所：南三陸町役場本庁舎2階会議室（2-2）

出席者

審査会会長	佐藤徳憲
委員（会長職務代理者）	加茂川融
委員	及川透
委員	工藤真弓
(欠席 東忠宏 委員)	

南三陸町

総務課長	高橋一清
総務課課長補佐	大森隆市
総務課主幹	
兼総務法令係長	岩淵武久
総務課主事	首藤輝久

日程

審議第1号 南三陸町個人情報保護条例の一部改正に対する審査会意見について
その他

会議の記録

午後1時30分 開会

事務局（高橋総務課長）

ただ今より、平成29年度第1回南三陸町情報公開・個人情報保護審査会を開会といたします。

審査会条例第5条第1項の規定によりまして、この会議につきましては会長の議長により進行いただきます。

佐藤会長、よろしくお願ひいたします。

佐藤会長

それでは、直ちに会議に入ります。

初めに、本日の審査会の会議成立につきまして、確認をいたします。

審査会条例の第5条第2項において、審査会の会議は委員の半数以上が出席しなければ開くことができない旨が定められております。本日は、東委員が欠席となっておりますが、5名の委員のうち4名が出席しておりますので、この会議は成立いたしておりますことを御確認ください。

次に、会議録署名委員を指名いたします。

この会議の会議録につきましては、審査会の運営規程第7条により、庶務をして調製の上、会長とその指名する委員1名が署名することとされております。

本日の会議録署名委員につきましては、工藤委員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。

それでは、本日の議事に入ります。

本日の議事は、審議第1号、南三陸町個人情報保護条例の一部改正に対する審査会意見についてとなります。

事務局から説明を求めます。

事務局（岩淵）

それでは、本日御審議を賜ります内容について、御説明を申し上げます。

本日は、あらかじめお送りしております資料につきましても、改めてお手元に配布をさせていただいております。

初めに、資料のうち、審査会条例全文資料について御覧願います。

1ページ目となります。条例の第2条において、審査会の所掌事務について規定がなされております。第1項につきましては、情報公開制度、個人情報保護制度それぞれに係る諮問、答申といったことが規定されているのですが、第2項におきましては、審査会は、情報公開制度、個人情報保護制度のいずれに関しても、重要と認められる事項について、町長その他の実施機関に対し意見することができる旨が定められております。

今回の審議につきましては、この第2条第2項に基づき、審査会として意見することに関し、その有無を含め、御審議をいただくといったものとなります。

続いて、町長からの通知文の写しを御覧願います。

本件につきましては、平成30年1月10日付けで町長から通知がなされたも

のであり、南三陸町個人情報保護条例の一部改正を予定すること、及びその改正について、審査会として意見があればお願ひをしたい、そういう趣旨によりなされたものとなります。

以上が、審査会において御審議いただく根拠、趣旨等となります。

引き続き、実施機関側としての御説明をさせていただきます。

本件につきましては、町長の事務部局、総務課が所管する案件となっております。

お配りしております資料のうち、町長からの通知文の写しから始まる資料を御準備願います。

資料の1ページ目をご覧ください。

今般の改正につきましては、主たる原因、根拠は、個人情報の保護に関する法律、並びに行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、これらが改正されたことに伴うものであります。こうした国の制度改革に準じた対応の必要性については、総務省から、通知による技術的助言もなされているものであります。今般の改正の目的についてであります。資料に記載のとおり、指紋データやパスポートの番号などといった個人識別符号といったものを個人情報に当たるものとして明確に設定し、より適正な個人情報の取扱いを確保すること、また、これまででは、どちらかというと抽象的な区分、或いはその都度都度の解釈によってきた機微情報、センシティブ情報について、要配慮個人情報として明確に設定し、個人情報の保護等を図るものであります。

改正の具体的な内容につきましては、資料の3を御覧ください。

1点目の個人識別符号の設定について申し上げます。そもそも、個人識別符号とは、といった点となります。その具体例について、資料の2ページ目に表示しております。

DNAの配列などといった身体の特徴等に係るもの、また、旅券番号や基礎年金番号などといった個人に割り当てられる番号がこれに当たるものとなります。

続いて、2点目の要配慮個人情報の設定について申し上げます。要配慮個人情報として取り扱う情報そのものにつきましては、その考え方には、これまでと大きな変更はありません。今般の改正においては、これまで比較的抽象的な表現であった点について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律を準用し、より明確化するものであります。国の行政機関において要配慮個人情報として取り扱う内容につきましては、法の第2条第4項並びにその施行令第4条で定めるところであります。資料3ページ目に具体例として表示の内容となるものであります。障害の状況や健康診断等の結果、刑事事件に関する手続の状況などが挙げられます。

次に、資料3ページ目下段の他の（1）について御覧願います。

今般の改正におきましては、これまで、法令に定めがあるとき、或いは審査会

の意見を聴いた上で特に必要と認めるとき、それらの場合に限り可能としていた要配慮個人情報の収集に関し、本人の同意がある場合にも収集できるよう、改正を行いたいと考えるものであります。国の行政機関におきましては、これまでと変わらない取扱いとなっておりますが、個人情報の保護に関する法律、これは主として一般事業者等に適用される法律となります。その法律においては、あらかじめ本人の同意を得た場合には収集できる、こうした解釈を前提とする旨が定められております。本町の事務事業の遂行に当たっては、いろいろなケース対応等を考えました場合、障害の状況をはじめとした要配慮個人情報について、あらかじめ御本人の同意を得た上で収集を行う、そういう対応の必要性も想定されますことから、この部分について、国の行政機関に係る法律ではなく、より対象を広くする個人情報の保護に関する法律、そちらの規定に準じ、対応したいと考えるものであります。今般の条例改正におきましては、実際には、この3点目に關し慎重な議論を必要とするとも考えるものであります。

なお、資料の4ページ目下段には、国において制度改正がなされているものの、今回の本町見直しでは、要件等として改正を見送る事項をお示ししております。

以上であります。

佐藤会長

本日の審議に係る事務局の説明が終わりました。

ここで御報告いたします。本日の会議に御欠席となられている東委員からは、特に意見なく、改正に賛成するといった内容の連絡がなされております。

それでは、説明のあった事項などに關し、御質問などありましたら、お願いします。

及川委員

要配慮個人情報の有効期限といった点については、どのように考えていますか。

事務局（岩淵）

有効期限といったことについては特に設定しておりませんが、情報の新鮮さといった点でありますと、そもそもといたしまして、条例の第12条第1号に基づき、常に正確かつ最新のものであるよう適正な管理が求められています。

佐藤会長

ほかにありませんか。

加茂川委員

これまで、社会的差別の原因となるおそれがある情報に並べて、思想、信条又は宗教といった定めがあったものと思いますが、今般の改正に当たっては、例えば、宗教といったものは資料2ページ目の一一番下の部分にある信条、これに含まれるといった解釈でよろしいですか。

事務局（岩淵）

そう考えております。

佐藤会長

ほかにありませんでしょうか。

工藤委員、いかがでしょうか。

工藤委員

私からは、特にありません。

佐藤会長

それでは、以上でよろしいでしょうか。

総合としては、審査会として申し述べるべき意見はないといったことの整理でよろしいですか。

（異議ない旨の声あり）

それでは、そのように決定をいたします。

この案件に対する今後の手続等について、事務局からお願ひします。

事務局（岩淵）

審議第1号につきましては、審査会として特に意見はない、その旨を町長あて文書により回答させていただくことといたします。

佐藤会長

それでは、その他となりますが、委員の皆様からなければ事務局から。

事務局（岩淵）

事務局からは、特にございません。

佐藤会長

それでは、本日の会議については、終了といたします。

以上をもちまして、平成29年度第1回南三陸町情報公開・個人情報保護

審査会を閉会といたします。御苦労様でした。

午後2時10分　閉会